

生駒市脱炭素・地域貢献推進事業  
募集要項  
  
（カーシェア事業）

令和 7 年 12 月

生駒市

## 目 次

1 モデル事業者の募集.....	1
(1) 概要 .....	1
(2) 募集期間 .....	1
(3) 募集対象者 .....	1
(4) 応募要件 .....	1
(5) 応募書類 .....	1
(6) 応募方法 .....	1
(7) 質問受付・回答 .....	1
(8) モデル事業者の候補選定 .....	2
(9) モデル事業者の決定 .....	2
(10) 事業実施に係る条件 .....	2
(11) 応募の辞退 .....	2
2 事業の概要.....	3
(1) 事業の流れ .....	3
(2) 補助対象事業の要件 .....	3
(3) 補助対象設備 .....	4
(4) 補助対象者 .....	4
(5) 補助対象経費 .....	4
(6) 補助金額 .....	5
(7) 再生可能エネルギー電気の利用 .....	5
(8) その他 .....	5
3 地域貢献活動.....	6
(1) 概要 .....	6
(2) 企業規模に応じた基準点 .....	6
(3) 地域貢献活動 .....	6
4 問合せ先・応募先.....	8
【別紙1】 .....	9
【別紙2】 .....	12

## 1 モデル事業者の募集

### (1) 概要

生駒市は、令和5年4月に国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、2030年度における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成を目指し、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）に基づく取組を実施しています。

本事業では、補助金を活用して電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を導入し、市内の民間施設を拠点に、平常時は社用車とし、遊休時は社員等に有償又は無償で貸し渡す事業（以下「カーシェア事業」という。）を実施するとともに、独自の地域貢献活動を行い、本市が目指す環境まちづくりに貢献するモデル事業者を募集します。

### (2) 募集期間

令和7年12月2日（火）から令和8年1月30日（金）17時まで

### (3) 募集対象者

生駒市内に所在する施設で民生（業務）部門に属する事業を行う者

### (4) 応募要件

- 令和8年度又は令和9年度に電気自動車等を導入し、カーシェア事業を実施すること（「2 事業の概要」参照）
- 企業規模に応じた地域貢献活動を行うこと（「3 地域貢献活動」参照）

### (5) 応募書類

本事業に申し込む場合は、次に示す書類を提出してください。

No	書類名称	様式
1	生駒市脱炭素・地域貢献推進事業（カーシェア事業）申込書	様式1
2	導入設備の算出根拠がわかるもの（例：見積書、積算書等）	自由
3	地域貢献活動実施予定届出書	様式2

### (6) 応募方法

応募書類を「4 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください。メール送信後、必ずメール到達確認の電話をお願いします。応募受付完了後、担当から受付完了通知のメールを送信します。

応募書類提出期限：令和8年1月30日（金） 17時00分

### (7) 質問受付・回答

本事業に関する質問や相談がある場合は、問合せフォームよりご連絡をお願いいたします。質問とその回答については、随時市ホームページに掲載します。

問合せフォーム [https://logoform.jp/f/9s0\\$9](https://logoform.jp/f/9s0$9)



**(8) モデル事業者の候補選定**

市が応募書類の審査を行い、要件を満たしていることを確認したときはモデル事業者の候補者として採択し、応募者に通知します。

**(9) モデル事業者の決定**

モデル事業者の候補選定後、事業実施予定の施設を追加する事業計画の変更について、環境省と協議を行い、モデル事業者を決定します。費用対効果や予算、地域貢献の取組内容等の観点からモデル事業者に選定されない場合がありますのであらかじめご了承ください。

**(10) 事業実施に係る条件**

本事業は、令和8年度予算の成立を条件として実施するものです。予算の成立状況により、本事業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

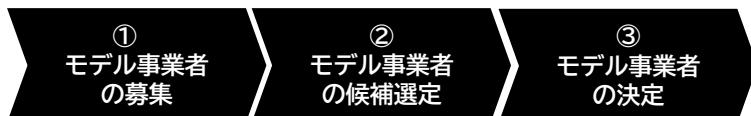
**(11) 応募の辞退**

応募後に本事業への参画を辞退する場合は、「応募辞退届（様式3）」を提出してください。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の流れ

令和 7 年度



令和 8 年度



⑨ 地域貢献活動

① モデル事業者募集 (令和 8 年 1 月 30 日まで)	本事業への参画を希望する事業者を募集します。
② モデル事業者の候補選定	市が応募内容を審査し、モデル事業者の候補となる事業者を選定します。
③ モデル事業者の決定	②で選定された事業実施予定の施設を追加する事業計画の変更について、環境省と協議し、モデル事業者を決定します。 ※発電設備等の費用対効果や予算、地域貢献の取組内容等の観点からモデル事業者に選定されない場合があります。
④ 交付申請・決定 (令和 8 年 4 月 ～令和 9 年 1 月 15 日)	補助対象者が市に補助金の交付申請を行います。市が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。
⑤ 補助事業実施	補助金の交付決定後、補助対象者が補助対象設備を導入します。
⑥ 実績報告 (令和 9 年 2 月 13 日まで)	補助事業完了後、補助対象者が補助事業の実績報告を行います。
⑦ 額の確定	市が審査を行い、補助金の額を確定します。
⑧ 請求・補助金交付 (令和 9 年 3 月 10 日まで)	補助金の支払請求を受け、市が補助金を交付します。
⑨ 地域貢献活動	モデル事業者は、企業の規模に応じた地域貢献活動を行います。取組状況については適宜確認しますので、ご協力をお願いします。

### (2) 補助対象事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を補助対象事業とします。

- 補助対象設備を自己所有又はリースにより民間施設に導入すること。
- エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- 各種法令等に遵守した設備であること。
- 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、

交付対象外とする。

- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- 補助対象設備は、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用し続けること。

### (3) 補助対象設備

補助対象設備は以下のとおりです。

対象設備ごとの補助要件は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）」（別紙1参照）に記載のとおりです。

- カーシェア事業を実施する電気自動車等
- 充電設備又は充放電設備（以下「充放電設備等」という。）

### (4) 補助対象者

次の要件をすべて満たす者を補助対象者とします。

- 補助対象設備を導入しカーシェア事業を実施するモデル事業者又はモデル事業者との間で補助対象設備の貸主としてリース契約を締結するリース事業者
- 市税等を滞納していない者
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でない者
- 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

### (5) 補助対象経費

補助対象経費は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1及び別表第2」（別紙2参照）に記載のとおりです。

#### 【留意事項】

- 補助金の交付決定前に締結された契約は補助金の交付対象外となります。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料、補助金の申請手続きにかかる費用は補助対象外となります。

## (6) 補助金額

補助金額は、以下のとおりです。

補助対象設備		補助金額
電気自動車等	電気自動車	上限 100 万円/台*
	プラグインハイブリッド自動車	上限 60 万円/台*
充放電設備等		補助対象経費の 2/3

\* 車体価格の 1/3 の方が低い場合は、その額を上限とする。

## (7) 再生可能エネルギー電気の利用

補助対象設備は、以下のとおり、再生可能エネルギー由来の電気を利用して運用する必要があるため、ご注意ください。

補助対象設備	運用方法
電気自動車等	拠点となる民間施設において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかうことができる再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）と接続して充電を行うこと。 ただし、再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うこと。
充放電設備等	再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。 ただし、補助対象となる電気自動車等の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。

## (8) その他

本要項の記載は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」等（以下「要綱等」という）に準拠して作成したものです。要綱等の変更により、内容が改正されることがありますのでご注意ください。

### 3 地域貢献活動

#### (1) 概要

本事業は、民間施設における再生可能エネルギー設備等の導入を促進するとともに、民間事業者の協力を得て、市が目指す環境まちづくりを推進することを目的としています。

そのため、モデル事業者は、企業規模に応じて設定した基準点以上の地域貢献活動を実施していただく必要があります。

#### (2) 企業規模に応じた基準点

企業規模の一覧と基準点は以下のとおりです。

##### ① 基準点

- ・ 大企業：「計 9 点以上」かつ「3 点の項目を 1 項目以上」
  - ・ 中小企業：「計 6 点以上」かつ「3 点又は 2 点の項目を 1 項目以上」
  - ・ 小規模企業者及びその他の法人：「計 3 点以上」
- ※ すでに企業内で実施している地域貢献や環境活動などの取組も、該当する場合は点数に加算することができます。
- ※ 「(3)地域貢献活動」に記載していないが、市が目指す環境まちづくりの推進に寄与する取組を実施している場合は、事前に市へ相談してください。

##### ② 企業規模の一覧

	大企業		中小企業		小規模 企業者	
	以下の両方を満たしている		以下のいずれかを満たしている			
	資本金	従業員数	資本金	従業員数		
卸売業	1 億円超	100 人超	1 億円以下	100 人以下	5 人以下	
サービス業	5,000 万円超	100 人超	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下	
小売業	5,000 万円超	50 人超	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下	
その他業種	3 億円超	300 人超	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	

※ 本事業は、民生（業務）部門に属する事業者が対象となるため、その他業種のうち、製造業や建設業、運輸業は対象外となります。

(中小企業基本法第 2 条の規定による)

#### (3) 地域貢献活動

地域貢献活動の取組状況については、適宜確認しますので、ご協力をお願いします。

##### ① 地域コミュニティの活性化

自治会等が行う「まちのえき」 <sup>※1</sup> 等の地域活動の活性化支援（移動販売など）	3 点
店舗等をコミュニティスペースや憩いの場として開放	3 点
地域イベントの開催	3 点

子ども食堂/地域食堂の開催	3点
子ども食堂/地域食堂への食材の提供	2点
地域の見守り活動の実施 (高齢者等見守り協力事業者に登録など)	2点
まちのコイン「くるり」に加盟	2点
SDGs アクションネットワークへの参加	1点
地域イベントへの参加・協力	1点
地域の清掃活動の実施	1点
その他※2	1~3点

※1 「まちのえき」：歩いて行ける自治会館等の施設を活用し、世代を超えて集い、暮らしを支える場として、地域住民が主体的に運営するコミュニティ。

## ② 地域の防災力の強化

災害時における物資（生活家電・衣料品等）供給に関する協定の締結	3点
災害時における食事提供に関する協定の締結	3点
災害時におけるその他のサービス提供に関する協定の締結	3点
災害時における支援物資の輸送サポートに関する協定の締結	3点
災害時における避難スペース・物資の仮置き場の提供に関する協定の締結	3点
住民向け防災啓発イベントの開催	2点
地域の防災訓練への参加	2点
災害時における水・トイレ利用の開放に関する協定の締結	1点
災害時のスマホ等の充電スポットの提供に関する協定の締結	1点
その他※2	1~3点

## ③ 環境・脱炭素の取組

いこま市民パワー株式会社からの電力の調達	3点
企業向け省エネ診断・省エネ改修の実施	3点
EV 充電スポットの整備	3点
宅配便ロッカーの設置	3点
環境に配慮した商品・サービスの開発・販売	3点
食品ロス削減の取組の実施 (フードドライブの実施、フードシェアリングサービスの導入)	2点
学校や地域への環境学習・体験授業の提供 (SDGs アクションネットワークの SDGs デリバリーに登録など)	2点
店舗等をクールスポットとして開放	2点
地産地消の販売	1点
環境マネジメントシステムの運用	1点
環境にやさしい働き方の導入 (テレワーク、クール or ウォームビズなど)	1点
その他※2	1~3点

※2 その他：例示以外の取組であっても加点対象になる場合がありますので、事前に市へ相談してください。

#### 4 問合せ先・応募先

生駒市地域活力創生部脱炭素まちづくり推進課

Tel : 0743-74-1111 (内線 2860)

E-mail : zerocarbon@city.ikoma.lg.jp

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業) 一部抜粋

1. 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施することであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体（同一の脱炭素先行地域において民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和7年10月14日 環地域事発2510142号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該事業を含む。）の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO<sub>2</sub>削減量で除した値）が25万円/t-CO<sub>2</sub>を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク 2. アを実施すること。ただし、脱炭素先行地域づくり事業によらず脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）整備を行う場合はこの限りでない。なお、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合はこの限りではない。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合については、この限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の

設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。

※事業を中止又は廃止し、脱炭素先行地域の目的を達成しない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

## 2. 交付対象事業の内容

### イ 基盤インフラ整備

#### (キ)充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2／3以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3／4以内 ・都道府県が実施する場合：財政力指数が0.40未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が0.51未満
交付要件	a 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。ただし、ウ（セ）の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。 b 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

#### （セ）EV自動車（カーシェア）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者
交付率等	①電気自動車カーシェア：上限100万円/台 ②プラグインハイブリッド自動車カーシェア：上限60万円/台 ※ただし、①、②について、車体価格の1／3の方が低い場合は、その額を上限とする。
交付要件	a 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。

※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

c 次の (a) ~ (e) の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。

(a) 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。）に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しすること。

(b) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しすること。

(c) 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有すること。

(d) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有すること。

(e) (a) ~ (d) 以外のカーシェア事業として環境省から事前に承認を得たものであること。

d 本交付金により充放電設備、充電設備又は外部給電器を導入する場合はイ（キ）によること。

【別紙2】

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業)

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。
-----	-----	--	---

別表第2(交付対象事業費：車両導入事業)

区分	費用	細分	内容
車両費 (充放電設備費を含む)	購入費		電動車等の導入、ゼロカーボンドライブの実施に必要な費用